

感染症等に関する差別や偏見について

健康局保健所感染症対策課

第 42 回人権施策推進審議会における感染症等に関する差別や偏見などに対するご意見を受け、審議会事務局である市民局と調整の上、以下のとおりご回答いたします。

記

1 頂戴したご意見の内容

「いつ世界を襲うか分からない感染症への対策を、人権問題と結びつけて、指標や施策へどう盛り込むかは重要な課題」

2 対応内容

- ・ 新型コロナウイルス感染症だけでなく様々な感染症に対して、正しい知識の普及・啓発に努めてきたところであり、人権等に関わる憂慮すべき事象が生じないよう、今後も感染症の流行にあたっては、速やかな正しい知識の情報提供に努めてまいります。
- ・ 具体的には、現在の新型コロナウイルス感染症対応が落ち着いた際には、改めて職員向けマニュアルの整備等を行い、感染者や医療従事者等への差別や偏見を防止する（もしくは感染者や医療従事者等の人権を擁護する）といった観点を含めた正しい知識の普及・啓発に関する内容の掲載等を検討してまいります。
- ・ しかしながら、現在、保健所感染症対策課をはじめ全庁的に総力を挙げて新型コロナウイルス感染症対策及びワクチン接種業務にあたっているところであり、上記マニュアルの整備等についてはご猶予を頂戴したいと存じます。